

全老健第14-321号
平成14年12月12日

厚生労働省老健局長
中 村 秀 一 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 山口 昇

介護保険制度見直し（報酬改定）等に関する要望書

介護老人保健施設は、昭和61年12月の改正老人保健法により創設された老人保健施設がその由来であり、介護老人保健施設は、医療と介護を一体的総合的に提供し、家庭復帰を目指し、在宅ケア支援を重要な柱として、地域とともに、来るべき超高齢社会に対応できる新しいタイプの介護保険施設として運営致しております。

平成12年に始まった介護保険法の基本的視点と、老人保健施設の掲げる理念、期待された役割・機能はまったく同じであり、施設サービスと居宅サービスを一体的に提供する施設として介護保険法下では施設サービスの中心的役割を担っています。

介護保険制度が実施され、2年余が経過いたしました。この間、当会では、介護保険制度実施による、施設運営への影響と利用実態について鋭意その把握に務めてまいりました。

その結果、介護保険制度は総論として、順調に定着しつつあると評価いたしますが、部分的にはその理念に相反する実態も生じ、見直しの余地があることもまた明瞭となりました。

つきましては、本年3月22日の社会保障審議会介護給付費分科会において、意見書を提出させていただきましたが、平成15年度の介護報酬の見直し作業に本格的着手をするこの機に際し、介護老人保健施設の立場から必須の検討事項を下記のとおり取りまとめましたので、介護報酬の見直しのみならず、介護保険制度の見直し作業における今後のご審議の参考としていただき、介護保険制度のあり方ひいては医療保健福祉(介護)を通した国民の健康保持増進のために、その内容につき、特段のご配慮を賜りたく、

ご要望申し上げます。

記

1. 介護報酬の見直しについて

介護老人保健施設の介護報酬単価の設定に当たっては、単に介護事業経営実態調査結果のみならず、キャッシュフローや介護保険の他施設との制度上の違い等も踏まえ、以下の事項について特段のご配慮をお願いしたい。

(1) 在宅の重視

在宅復帰や在宅ケア支援を目指したサービスを評価する観点から、退所後指導の充実及び運用上の改善を図ること

(2) リハビリテーションの充実

介護度の改善と在宅復帰を進める観点から、自立支援のためのリハビリテーションの充実に努めている介護老人保健施設を評価すること。

また通所リハビリテーションにおける個別リハビリを適切に評価するとともに、介護老人保健施設から訪問リハビリテーションの提供ができるようにすること。

(3) 介護老人保健施設における医療の範囲の見直し

介護と医療の役割分担を図る観点から、介護老人保健施設における医療の範囲については、実態に合わないものを適切に見直すこと。

2. 介護保険制度の見直しについて

介護報酬改訂後に予定されている介護保険制度の見直しに当たっては、以下の事項について特段のご配慮をお願いしたい。

(1) 介護老人保健施設の4つの役割・機能の活用

①総合的ケアサービス、②家庭復帰、③在宅ケア支援、④地域に開かれた施設といった4つの役割と機能を

を有する介護老人保健施設について、今後の介護のあるべき姿

に関してさらなる活用が図れるよう今後の検討を進めること。

(2) 施設と在宅の負担の均衡の確保

施設と在宅の負担の均衡を確保する観点から、日常生活品費等の諸費用の取扱いについて検討を進めること。

(3) 転換型介護老人保健施設について

今後、創設される転換型介護老人保健施設について、サービスの質の確保を図る観点から、必要な指導が行われるよう検討を進めること。

[協会通知](#)